

平成27年4月8日

於・1002会議室（10階）

第1018回

電 波 監 理 審 議 会

総 務 省

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 議決事項	
○ 「電波監理審議会の持回り開催について」の一部改正について.....	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
（1）基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について （諮問第12号） .....	2
（2）日本放送協会放送受信規約の変更の認可について （諮問第13号） .....	18
4. 報告事項（情報流通行政局関係）	
○ 電気通信事業法等の一部を改正する法律案について （放送法改正部分） .....	20
5. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 電気通信事業法等の一部を改正する法律案について （電波法改正部分） .....	24
6. 閉 会 .....	34

# 開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

## 議決事項

○「電波監理審議会の持回り開催について」の一部改正について

○前田会長 初めに、電波監理審議会決定第3号「電波監理審議会の持回り開催について」の一部改正に関しまして、お手元に配布しております資料について、夏賀幹事から説明をお願いいたします。

○夏賀幹事 それでは、お配りしてございます「電波監理審議会の持回り開催について」の改正案についてご説明させていただきます。

お手元の資料の4ページ目でございます。平成11年の12月10日に、電波監理審議会の決定第3号という形で決定をされているものでございますが、この中の1項と4項のところが「郵政大臣」となっております。現状に即してないということで、これを「総務大臣」に改正するというものでございます。よろしく申し上げます。

○前田会長 どうもありがとうございました。

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。特にはないと思いますのでよろしいでしょうか。それでは、この件につきましては改正案のとおりとしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのようにすることといたします。

それでは、議決事項は終了しましたので、情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について（諮問第12号）

○前田会長 審議を開始いたします。

最初に、諮問第12号「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について」につきまして、鈴木衛星・地域放送課長、藤野地上放送課長及び長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課の鈴木でございます。お手元の諮問第12号説明資料、「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について」に基づきましてご説明をさせていただきます。まず、A4縦の告示案についての資料をご覧いただければと思います。

経緯でございますが、総務省では、2014年2月から「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を開催し、同年9月に中間報告が取りまとめられ、公表されたところでございます。中間報告では、2016年に衛星セーフティネット事業終了後の空き周波数帯域（BS）において、4K試験放送最大3チャンネル及び8K試験放送1チャンネルを開始、4Kと8Kを時分割で放送することが目標とされております。本件は、これを踏まえまして、4K・8K試験放送を実施するため、基幹放送普及計画の改正を行うものでございます。

まず、私からは4K・8Kについてご説明をさせていただきたいと思っております。

具体的には、次ページ以降のパワーポイントの資料でご説明をさせていただきたいと思います。

まず、5ページ目をお開きいただけましたらと思います。4K・8Kについてというものでございます。まず、4K・8Kとは何かというところでございますが、下の表にございます2Kというところでございますけれども、現在のハイビジョンのテレビ、地デジ等で行われているテレビは約200万画素でございまして、これは縦と横の画素数を見てまいりますと、ここに記載がございましており1,920×1,080、縦と横を掛け合わせると約200万画素になるということでございます。この1,920という横の画素数が、1,920が約2,000ということで、このKというのはキロメートルとかキログラムの1,000を意味しております。2Kというのは、横の画素数が約2,000画素ということの意味するものでございます。

続いて、真ん中の4Kでございます。4Kについては、この括弧の中にございましており横が3,840、縦が2,160ということで約800万画素でございますが、4Kは横が約4,000画素ということで4Kと呼ばれるものでございます。2Kに比べると、縦が2倍、横が2倍になりますので、解像度は4倍ということになります。

そして、その下が8Kでございます。8Kは横が7,680画素、縦が4,320画素ということで、横が約8,000画素になりますので8Kということで、こちらは4Kのさらに4倍になるということでございますので、2K、現在のハイビジョンと比べますと16倍の解像度になるというものでございます。この8Kまで至りますと、一定距離から見ますと、人間が肉眼で認識できる限界までの解像度になっているというものでございます。

続いて、1ページおめくりいただきまして6ページをご覧いただきたいと思っております。こういった4K・8Kの放送を推進していくために、総務省では「4

K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」を平成26年2月から開催してございます。その目的でございますが、4K・8Kを活用した放送を早期に実現し、新たなコンテンツとサービスの創出や関連産業の国際競争力の強化を図るため、平成25年6月、4K・8Kの推進に関するロードマップを公表し、そのロードマップのさらなる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策の検討を進めることにより、4K・8Kのサービスの早期普及を図るという目的でフォローアップ会合を開催しているところでございます。

一番下のスケジュールのところでございますけれども、平成26年2月に第1回を開催し、平成26年8月に中間報告を取りまとめの上、9月9日に改定版のロードマップを含んだ中間報告を公表したということでございます。

そのロードマップの具体的な内容については、1枚おめくりいただきまして7ページをご覧いただきたいと思っております。こちらが、その中間報告に書かれております、昨年9月に改定・公表されましたロードマップの内容でございます。今回の基幹放送普及計画に関連する部分は、真ん中あたりの朱書きになってございます2016年の衛星の部分でございまして、「衛星セーフティネット終了後の空き周波数帯域（BS）において4K試験放送（最大3チャンネル）及び8K試験放送（1チャンネル）を開始（4Kと8Kを時分割で放送）」という部分でございます。このロードマップを実現するために、今回、基幹放送普及計画を改正するものでございます。

続いて8ページをご覧いただきまして、今こちらの7ページでは表で文字になってございましたけれども、このロードマップを図で示したものが8ページでございます。まず2014年のところでございますが、124/128度CSで4Kの試験放送、ケーブルテレビについても4Kの試験放送、IPTVについても4K試験放送ということで、昨年2014年は4Kの試験放送が開始された年でございました。そして、それらにつきましては、2015年の欄を

見ていただきますと、それぞれ4K実用放送の開始ということがロードマップに記載されているところでございます。この124/128度CSとケーブルテレビ、IPTV等は、いずれも一般放送でございますけれども、今回この基幹放送普及計画の改正をご審議いただきますBSにつきましては基幹放送ということで、2016年、赤で白抜きの欄でございますが、4K・8Kについて、衛星セーフティネット終了後のチャンネルで試験放送を開始し、そして、さらに2018年までの可能な限り早期に4K・8Kの実用放送を開始するというロードマップになってございます。そして、2020年の目指す姿として、この4K・8Kのロードマップにおきましては、東京オリンピック・パラリンピックの数多くの中継が4K・8Kで放送されている。全国各地におけるパブリックビューイングにより、東京オリンピック・パラリンピックの感動が会場のみでなく全国で共有されている。そして、4K・8K放送が普及し、多くの視聴者が市販のテレビで4K・8K番組を楽しんでいるというのを目指す姿としているところでございます。

続きまして、お手元の資料の3ページにお戻りいただきたいと存じます。今回の基幹放送普及計画の一部を変更する告示案についてでございます。4K・8Kロードマップのフォローアップ会合中間報告を踏まえた衛星基幹放送による4K・8K試験放送の実施のため、基幹放送普及計画の改正を行うものでございます。先ほどもご説明させていただきましたが、昨年より順次開始しております衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV等による4K放送は全て一般放送に該当するものでございまして、今回制度改正を行うBSの4K・8K放送は基幹放送としては初めてとなるものでございます。

具体的な基幹放送普及計画の改正事項については、その下のところに記載がございますけれども、具体的な条文案については、点線で囲ってある枠の中の文言でございます。この内容を、ポイントをまとめましたのがその上の表にな

っているところでございます。ポイントとしましては、実施主体について、NHKとNHK以外の基幹放送事業者の2者とすること。実施方法として、BSの1の周波数で、周波数分割又は時分割方式を行うこと。放送時間の上限として、1の周波数を分割せずに利用する場合についてそれぞれ12時間というところでございます。そして、試験放送の期間としましては、4K・8Kの本放送又は実用化試験放送が開始されるまでの間ということで記載されてございます。

具体的に、時分割の4K・8K試験放送のイメージについては、右側の図のところでございます。赤色がNHK、水色がNHK以外の基幹放送事業者が放送を行う場合の図でございます。縦軸が1日の24時間といたしますと、赤色のNHKの8Kと4Kの放送時間を全部合わせると12時間以内、それから水色のほうも全部足し合わせても12時間以内という形で時分割で行うというイメージをここで例として挙げているものでございます。これが周波数分割になりますと、4K・4K・4Kというのが水色一色になってございますけれども、周波数分割する場合は、例えば4Kの水色が2つ分に赤色の4Kが1つ分というような形で分割するということになるものでございます。

続きまして、パブリックコメントの結果についてご覧いただきたいと思えます。お手元の資料の一番後ろにパブリックコメントの結果について一枚ものが添付されているかと存じますので、そちらをご覧いただけましたらと思えます。

意見募集期間は、今年の2月18日から3月20日まで意見を募集しました。意見の提出者は、全部で10者でございました。放送事業者6者、基幹放送局提供事業者、こちらは衛星を運用している事業者になりますが1者、それから日本民間放送連盟、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟の事業者団体のほうから意見が提出されております。それらの意見の概要と総務省としての考え方は、その下の表のところでございます。



基幹放送普及計画の改正について意見提出者10者の提出意見は、全て賛成意見でございました。一番上のところ、今回の改正案は、このロードマップを具現化するために必要な措置であり、賛成。2番目は、所要の制度整備を行うことは妥当。3番目も賛同というご意見です。4番目も、今回2016年からのBSによる試験放送の主体が明確化される制度整備が進められることを歓迎。その下も同じでございます。またさらにその下は、4K・8Kの早期の普及発展にとって好ましいもの。さらに、放送業界発展のための施策として賛同。一番下のところが、必要かつ有用であり、そのための本制度整備に賛成というものでございました。

これらについて、総務省としては、賛成意見として承るということで、下の参考でございますとおり、基幹放送普及計画の改正に関する意見以外のコメントもございましたけれども、基幹放送普及計画に関するものについては全て賛成ということでございますので、賛成意見として承るという対応としてございます。

4K・8Kの試験放送に関するご説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○藤野地上放送課長 続きますと、同じ基幹放送普及計画の改正の中で、パワーポイントでいいますと3ページに少し戻っていただきたいと思っておりますけれども、②として記載させていただきましたが、4K・8K試験放送以外で地デジの関係で改正をお願いしたいところがございます。具体的に申しますと、新たな難視地区、これは、地上アナログ放送は受信できていたんですが、地上デジタル放送が受信できない状態にある地区という意味でございますけれども、そこで2015年3月末、つまり今年の3月末までに地デジの放送の受信を可能とする旨の規定というものがございました。この規定について、対策が基本的に完了したということで、これを削ろうというものでございます。

背景をご説明いたしますので、同じ資料の11ページをご覧いただきたいと思っております。この地上テレビジョン放送のデジタル移行につきましては、振り返ってみますと、2003年、平成15年の12月に三大都市圏でデジタル放送を開始。そして、その3年後、全国で放送を開始したところでございます。そして、平成23年、2011年の7月24日に東北3県を除く地域、それから、その翌年の3月31日に東北3県においてアナログ停波というふうな運びとなったわけでございます。

地上デジタル本放送を視聴できない世帯というのが、その後もまだなおございまして、これにつきましては、衛星セーフティネットと呼んでおりますけれども、平成22年3月に始めました関東地域の地上放送を視聴していただくような衛星のサービスをやってきました。このセーフティネットを行う間に恒久的な対策というのを進めてきたわけでございますが、これが今年の3月末で基本的に完了いたしまして、それからセーフティネットもこの3月末にサービスを終了したところでございます。

次の12ページはセーフティネットのサービスの具体的なお紹介ですが、こちらは説明を割愛させていただきまして、13ページのほうにまいりたいと思っております。今年の3月末を目指してということで、送信側、中継局の整備も行われてまいりました。これは2010年がピークだったわけでございますけれども、昨年5月までに、このいわゆる新たな難視地区におけるデジタル放送の受信を可能とするような中継局の整備が完了したということでございます。

次の14ページをご覧いただきますと、デジタル放送を受信できないということで、要対策世帯数というものが把握されてきたわけでございますが、アナログの停波が終わった直後の平成24年3月末現在で16万1,000世帯あった世帯数でございますが、これがその後の対策の進捗によって減少いたしまして、2月末で120世帯、そして3月末は集計中と書いてございますが、2

0世帯に満たない世帯、この20世帯に満たない世帯というのは全て3月に対策を完了する予定でしたけれども、雪などの影響で工事が若干遅れているとか、あるいは3月末のぎりぎりになって対策が必要ということでお申し出があった世帯というふうなことでございますけれども、これら20世帯に満たない世帯は全て受信アンテナの対応でもう既に対応の完了が見込まれているものでございます。

その次の15ページをご覧くださいますが、この基幹放送普及計画、今回改正をしようということでございますけれども、第1の1の(1)のアの(エ)、ここでテレビジョン放送、基本的にNHK2系統、放送大学と、それから民放の4系統の普及について書いてあるところでございますけれども、この一番最後の3行のところでございます。いわゆる新たな難視の地区において、デジタル放送が受信できるようにすること、これを今年の3月31日までにすることとなっておりますのでございます。

これを受けまして、例えば一番下のところで電波法の関係審査基準とございますけれども、ここで地上基幹放送局の無線局の免許に当たっての審査の内容として、中継局等の整備計画を策定していただくことなどを免許の審査基準に掲げてございました。今回はこの対応が全て基本的に終わったということで、基幹放送普及計画、この実線を引いたところを削って、それからこちらの諮問案件にかかっておりませんが、電波法の関係審査基準についても削るというふうなことをお願いしようというものでございます。

○長塩放送政策課長 続きまして、補足でございますが、第12号説明資料、一番上のペーパーでございます。そのペーパーの一番最後のパラグラフについてのご説明でございます。

今、衛星セーフティネット事業の終了についてのご説明がございましたが、この関連でございまして、NHKの衛星基幹放送のあり方について、難視聴対

策を踏まえた上での検討を求める規定というものが基幹放送普及計画にございます。2015年3月末までの間に地上テレビジョン放送の難視聴世帯はほぼ解消されてございます。また、残る世帯、少しございますが、それについてもNHKにおいて引き続き必要な措置を講ずるということになってございますので、難視聴対策としての衛星基幹放送を改めて実施する必要はございません。そういったことから、求めるという規定を削除するというものでございます。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○村田委員 資料の3ページの試験放送のところですが、まず、実施の主体で「NHKとNHK以外の基幹放送事業者」と書いてありますけれども、この「NHK以外の基幹放送事業者」というのは、具体的にはどのようなものをイメージしたら良いのでしょうかというのが1点です。

2点目ですが、試験放送の期間ですが、3ページの資料、また、4ページの資料、それから8ページの資料を見ますと、大まかなタイムテーブルであって、具体的に何年のいつまでに試験放送が終わるといのは今のところは決まっていなくて、進めてみた段階で決まっていくという理解でいいのかなというところを確認したいのが2点目です。

それから3点目ですが、8ページの資料のところ、今回、真ん中の赤く囲ってある4K・8Kの試験放送を始めて、2018年に4K・8Kの実用放送、これ、実用化試験放送というものですか。つまり、この表の中に「本放送」という言葉は使われていないのですが、それは何か意味があるのでしょうか。

以上、3点質問です。

○鈴木衛星・地域放送課長 お答え申し上げます。

まず1点目の、基幹放送普及計画の中の実施主体のNHKとNHK以外の基幹放送事業者の部分でございます。NHK以外の基幹放送事業者というところにつきましては、まさに民間の個別の事業者さんでも、あるいは、その事業者さんが連携した団体でも、あるいは、もっと広く業界全体が集まった団体でも、こういった形でも排除されているものではございません。この基幹放送普及計画においては、我が国の放送が公共放送と民間放送の二本立てになっているということを踏まえて2つの主体とされておりますけれども、具体的にNHK以外の基幹放送事業者がどの事業者・団体になるかということについては、この後、ソフトの認定についての審査基準を定め、それに基づいて比較審査をした上で、この審議会にお諮りいたしまして確定するというような手順になってまいります。

それから、試験放送の期間についてですが、基幹放送普及計画の中では、本放送又は実用化試験放送が開始されるまでの間としており、具体的に何年までと記載されているかということ、先生ご指摘のとおり記載はございません。本放送又は実用化試験放送に移行されるまで試験放送が行われるということを記述したところまででございます。

一方で、8ページのロードマップにおきましては、次のステップである実用放送は、目標として2018年の可能な限り早期にと定められておりますので、この実用放送が始まりますと試験放送はその時期までに終了するというところでございます。フォローアップ会合では、昨年この中間報告を取りまとめたところでございますけれども、この3月から再開して審議を進めておりまして、2018年の4K・8K実用放送の具体的な内容について、今年の夏までに結論が得られるよう検討を進めているところでございます。

そしてもう一点、ここで言う実用放送、実用化試験放送の用語についてですが、1ページおめくりいただきまして9ページをご覧いただきたいと思っております。

今回この4K・8Kの放送を推進していくに当たって、4K・8Kは基幹放送においても、一般放送においても、どちらにおいても実施されるものでございまして、その際に基幹放送と一般放送において法令上の言葉の定義が異なっております。

具体的には、法令上の取扱いの表の上のところでございますけれども、今回ご審議いただいております衛星基幹放送につきましては、ここのハードのところをご覧くださいますと、衛星基幹放送試験局、実用化試験局、衛星基幹放送局という3段階になってございます。これが一般的には法令上、一番左が試験放送、2番目が実用化試験放送、3番目がいわゆる本放送に当たるものでございます。これに対しまして一般放送、ケーブルテレビですとか、124/128度CSにおきましては、具体的に試験放送として登録をするようなカテゴリーはございませんので、適用除外の中で試験研究というものが法令上は位置づけられております。

ただし、ここで言う試験研究のためのこの試験放送というのはかなり幅が狭いものでございまして、今回ロードマップで一般の方々にも、どういう段階になったら試験放送で、どういう段階になったら次の放送かということを知りやすくお示しするという観点から、法令上の用語からは離れまして、真ん中の点線にありますような、基幹放送でいえば試験放送と、それからその先の、より実用化に近い部分の実用化試験放送、本放送、ここを境目としますと、一般放送においては登録した放送の一部も含まれるというよう形にはなりますけれども、このような区分にいたしまして、それぞれについてロードマップ上は左側を緑の試験放送、これは法令上の試験放送と言葉が一緒になるので、少し紛れが生じて混同する部分もございしますが、ここで言う試験放送は法令上の試験放送とは離れたロードマップとしての試験放送という定義と、それから基幹放送で言う実用化試験放送と本放送を合わせましてロードマップでは実用放送と

呼んで、それに該当する一般放送の部分も実用放送と定義してロードマップを定めたというものでございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○村田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○吉田代理 1つコメントをさせていただきまして、そして、それに関連して少し簡単な確認をさせていただきたいと思います。

先ほどご説明いただきましたように、例えば14ページに示された通り、かつて16万1,000世帯あった難視聴の世帯が、ついに20世帯以下になって、その20世帯以下もすべて受信アンテナの対応で見通しがついたとのこと、非常に素晴らしいことではないかと思えます。ようやく日本の全ての家庭で地デジが見られるようになりました。そして、その後を受けまして、この4K・8Kの試験放送を始めようということは大変結構ではないかと思えます。

つきましては、この4K・8Kの実用化に向けたステップといたしまして、こういった動きに興味を持つ一部の人の期待は大きく、非常に楽しんでいただけると思うのですが、それにとどまらずに、できるだけ多くの一般の国民の方々にこの4K・8K放送のメリットを感じていただけるような、さまざまなコンテンツの開発とか、普及啓発活動をできるだけ組織的かつ丁寧にやっていただいて、国民の皆さん方に本当に4K・8Kのメリットを感じていただけるようにしていただけると大変ありがたいなと願っております。

その点に関連して、少し個人的にも興味があったのでお伺いさせていただきたいのですが、先ほど5ページでしたでしょうか、4K・8Kのご説明をいただきましたときに画面サイズ例というのが出ておりまして、2Kは32インチ等、4Kは50インチ等、8Kは85インチ等と書かれておりました。このサイズというのは、4Kを見たいときに2Kの放送と区別、差異化というか差別

化できるためには最低50インチが必要、あるいは8Kの良さをちゃんと認識しようと思うと85インチが必要という、そういうふうな認識でよろしいのでしょうか。実際、国民の方々に周知広報する場合でも、受信機が小さいと、たとえ4K・8K対応テレビを買ったとしても、2Kの画質と変わらないということになってしまいがっかりされる場合もあるかなど。そのあたり、啓発活動に関連いたしまして考慮して頂ければと思い、少しお尋ねさせていただきます。

○鈴木衛星・地域放送課長 5ページの表のところでございますけれども、まさに先生ご指摘のとおりでございます。8Kの良さを楽しむには、ある程度大画面でその魅力を認識できる、感じられるということでございますので、ここに出ておりますのはこのサイズでないと見てはいけないとか、このサイズが何か境界になっているということではございませんけれども、2Kですと30インチぐらい、50インチのものであると4Kの良さが実際に実感でき楽しめますと、そして8Kですとさらに大型のものということで、そういう例示として掲げているものでございます。

まさにおっしゃるとおり4Kの魅力、8Kの魅力をどうやって視聴者の方々にお届けし、PRしていくのかということ、そして一部の方だけではなく広くメリットを感じていただけるようにしていくことが大事になってくるかと思っております。先ほど申し上げました、再開しましたフォローアップ会合の中でもさまざまな関係者の方にご参加していただいている中で、今後の普及とかPRをどうしていくか、また、業界におきましてもオールジャパンで4K・8Kを推進していこうということで、次世代放送推進フォーラムという団体が立ち上がっております。その中でこの4K・8Kの普及、PRに、国内あるいは海外も含めて普及展開を図っていくというような活動をされておりますので、そういう団体ともしっかり連携協力しながら視聴者の方に実感していただけるような取組を推進していきたいと思っております。



○吉田代理 よろしくお願ひいたします。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○村田委員 今回の吉田会長代理と重なってしまいますけれども、民間の企業とお仕事をする事が多い立場から言いますと、こういう新しい放送だとか新しい技術は官民一体となって、官がどんどん民の後押しをしてくださって、まさに国際競争力をつけていきたい、先駆けになってほしいという分野で、しかも今回、民のほうは地デジ化のところでは1回ある程度の投資をしたのに合わせて、今回また4K・8Kという新しい技術でかなりの投資をするということで、私自身は先ほどの5ページの図を見たときに、確かに大型画面になると、パブリックビューイングだとか大型画面で見るものは画質が良くなるということのメリットはすごく感じられますけれども、では一般家庭にこれがどこまで普及するかというと、50インチ以上のテレビでなければ難しいと。ただし、現時点でも50インチ以上のテレビを買っている人の半分ぐらいは4K対応テレビを買っていると言われているので、期待している層もかなり多いのではないかなと思っています。

さらにもう1つ言えば、2011年7月の地デジ化のときに皆さんテレビを一斉に買い換えましたが、今のテレビの買い換えは約7年から8年だと言われているので、このロードマップでいくと、ちょうど2020年を目指して、もし何もなくても皆さんがテレビを買い換える時期がちょうど来ているということなので、まさにそこで、どうせだったら4K・8Kのテレビに買い換えたらどうですかと言って、画質が良いことを宣伝してもらいたいというのが1つと、もう1つは、いや、もう画質は今の30インチぐらいで結構ですという層には、やはりプラスオンの何か、画質がきれいなだけではなくて、新技術でこういうことができるというものをどんどん広報していってもらいたいと思います。私もざっと調べたところ、画質が良いから買いたいですという層と、い

や、画質だったら現状で十分ですという層とはっきりと分かれているなという感じがしましたので、広報をよろしくお願いいたします。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○松崎委員 買換え需要のときにエコポイントを復活させるみたいなことは可能でしょうか。やはりポイントがつくとはずみがかかると思いますが。さらに消費税が10%に上がるまでに買ってしまおうという需要があるかもしれないので、本放送と消費税の導入をスケジュール的に合わせるとか、国民がお財布のひもを緩めるような対策が立てられれば良いのですが。

さらに、広報の仕方としては、施設利用の勧めが考えられます。老健であるとか、特養であるとか、そういう施設でこの85インチを使って、白内障などで見えにくくなっている高齢者が、解像度が高い画面でクリアなものを楽しめるとかというアプローチです。ホテルなどでも、欧米とかほかのアジア国々のほうが大きいインチのものを導入していますね。病院などもそうですね。待ち時間がすごく長いので、パブリックビューイングのような大きなものがあればいいかもしれないと思います。

○前田会長 エコポイントは経済政策全体の中で議論しないとなかなか難しいかもしれませんけれども、それぞれのタイミングで実施すると普及の度合いが大分違うのかもしれませんね。

ほかにはよろしいですか。

今回の変更については、4K・8Kの本放送を実現する上で重要なステップなので、当然適当であると思います。

その上で1つ確認というか質問というか。通常よく試験放送的なものをやると、それをそのまま、良ければ本放送になだれ込むとか、次のステップになだれ込むということが行われることが、過去にはあるとは思いますが。今回の場合は明らかに1つの周波数帯の時分割などを行っているので、そういうことは

不可能だと思えます。そうすると、この後のイメージというか、今年度、計画ではソフトの事業者等についての決定ということも行われるようですが、具体的に周波数帯というのが、BSはそんなに空いているとは思えないのですが、それに十分な帯域があるのか、何社入りたいたいかによるかもしれませんが、そういうようなことは考えられているのでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長　今回この4K・8Kの推進に当たりまして、1つ基本的な考え方といたしましては、地デジ化のときにアナログから地デジに切り替える際には長い期間をかけまして国民の皆様方に買換えという負担をお願いしたということでした。今回の4K・8Kについては現在の2K、ハイビジョンをお楽しみいただきたいというニーズにはきっちりと応えてそのままご覧いただき、より高精細なニーズがある視聴者の方々に4K・8Kのサービスを提供するという基本的な考えに立っておりまして、2Kと4K・8Kが併存するという考え方に立っております。そのために2Kは2Kで続け、その上で空いているチャンネルで4Kや8Kを行う、モアチャンネルという考え方に立っておりますので、今回衛星セーフティネットが空いた周波数で試験放送が開始できるということになるものでございます。

では、試験放送の次の実用放送の段階でさらに4K・8Kのチャンネルを増やしていくにはどうすればよいかということにつきましては、現在再開したフォローアップ会合の中で関係者の皆様方で議論を進めていくところでございます。その際に、昨年の中間報告でも示されました選択肢といたしましては、現在の衛星放送については、確かに今会長がおっしゃったとおり、BSとCSも帯域は衛星セーフティネット以外もう全部いっぱいでございます。それに加えて、技術的な新たな展開としましては、今は右旋円偏波の方式で放送しておりますけれども、左旋円偏波方式で放送を行いますと、ある意味、今あるBSの周波数が倍になるというか、12トランスポンダあるのが、右と左でその2倍

になるというような新しい帯域を技術的に生み出す可能性があり、選択肢の1つでございます。現在それについて検討しておりますが、その際には、アンテナとか機器、あるいは宅内の配線の交換も必要になるかもしれません。そういったところを技術的に詰めているところでございます。また、今、BS、CSの帯域はいっぱいでございますけれども、既存の帯域の中で再編をする、つまりある程度帯域に余裕がある事業者さんに少し幅を詰めていただいて、新しい帯域を生み出すというような考え方も選択肢の1つとしては挙げられておりますので、さまざまな選択肢の中でこういった形で帯域を生み出して2018年により充実した4K・8K放送ができるかというのをこれから議論、検討していくという状況でございます。

また今後、認定のご審議のときにはそういった進捗状況もご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○前田会長 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

ほかはございますか。よろしいですか。

それでは、皆さん賛同されておりますので、諮問第12号につきましては、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(2) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について (諮問第13号)

○前田会長 それでは、次に、諮問第13号にまいります。「日本放送協会放送

受信規約の変更の認可について」につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 資料に沿ってご説明申し上げます。

申請の概要でございますが、1のところでございます。NHKから放送法に基づき受信規約の変更の認可申請があったものでございます。

変更しようとする契約条項でございますが、先ほどもご説明に出てまいりましたいわゆる衛星セーフティネット事業の終了に伴うものでございます。暫定的難視聴対策事業に係る放送として、地デジ難視対策衛星放送、衛星セーフティネット事業による放送に係る暫定措置に関する規定を削除しようというものでございます。

資料で、新旧でございますが、付則に幾つかの規定がございます。どういったことが定められているかということでございますが、例えば、従来地上放送をご覧になっていた方が地デジの整備の遅れにより一時的に衛星経由で地上放送を見ていただくという期間がございました。その間は、当然、衛星放送も見られるようになるものですから、地上放送と衛星放送両方見られる料金体系が適用になるということでございます。地上放送だけ見られる方の月額の見聴料というのは今1,260円でございます。地上放送と衛星放送両方見られるということになると2,230円でございます。ところが、地上放送をやむなく衛星放送で見なければいけないという方々でございますので、衛星放送が結果的に見られるからといって高い料金はいかがかということから、従来どおり地上放送の料金をお支払いいただくという措置、こういった暫定措置を幾つか定めてございました。こういったところに係る項目、付則を、今回衛星セーフティネット事業の終了に伴い削除しようというものでございます。

こういった事情でございますので、事業収支に及ぼす影響はございません。また、実施しようとする期日については、27年6月1日を予定しているとい

うものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

特にご質問、ご意見がないようでございますので、諮問第13号につきまして諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

## 報告事項（情報流通行政局関係）

○電気通信事業法等の一部を改正する法律案について（放送法改正部分）

○前田会長 それでは次に、報告事項に移ります。「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」のうち、放送法改正部分につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長 それではご説明させていただきます。

A4横のパワーポイントの資料でございます。電気通信事業法等の一部を改正する法律案ということでございまして、これは先般4月3日に閣議を経て国会提出させていただいたものでございます。

右上にページ数ございますが1ページ、大きく分けて3点の項目が盛り込ま

れてございます。1つ目は、電気通信事業の公正な競争の促進に係るもの、それから2つ目が、電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護に係るもの、この部分について後ほど少しご説明を補足させていただこうと思っております。また3つ目、その他といたしまして、ドメイン名等、2つ並んでございます。こういった項目が盛り込まれてございます。

このうち、放送法に係るところが2番目でございますが、さらに1ページおめくりいただきますと電気通信事業関係でございますが、4ページまでお進みいただきますと、電気通信サービス・有料放送サービスの利用者・受信者の保護に係ることがございます。幾つかの項目がございます。順次ご説明させていただきます。

1でございますが、書面の交付・初期契約解除制度の導入に係るものでございます。これは有料放送契約につきまして、契約の締結後に契約内容を容易に確認できるように、締結した契約について書面の交付を義務付けようというものでございます。また、この書面を受領後等から8日間は契約解除ができるものとするものでございます。いわゆるクーリングオフという制度がございますが、これに倣った措置でございますが、有料放送サービスの特性に応じて若干の修正を加えてございます。

それから2つ目が、不実告知。これはうそを言うてはいけないということ、事実でないことを告げることを禁止する旨の規定でございます。ここにつきましては、利用者の判断に影響を及ぼす重要な事項について、不実告知、また故意に事実を告げないことを禁止しようというものでございます。

こういったことを、途中でございますが、そもそもは有料放送サービスの発展に伴いまして、その契約において数々のトラブルと申しますか苦情と申しますか、そういったものも寄せられるようになってきてございますので、この際受信者の保護を従来以上に徹底しようということになって、こういった規律を

新たに盛り込もうということが背景でございます。

次のページをおめくりいただきまして5ページ目、勧誘継続行為の禁止でございます。これにつきましては、有料放送事業者あるいはその代理店に対して、そこから勧誘を受けた者が契約を締結しないという旨の意思を表示した場合、こういった方に対しては今後の引き続きの勧誘を禁止しようというものでございます。

それから4点目、代理店に対する指導等の措置でございます。契約時の提供条件の説明など、代理店による契約に関する業務が適切に行われるようにするために、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付けるというものでございます。ここにつきましては、契約締結事務の大半が代理店で行われていますが、代理店の構造が複雑化しているということが背景としてございますので、こういったことについてしっかりと代理店が法令を遵守したきちんとした業務を行うように、当該委託元であります放送事業者自身に対して義務付けようというものでございます。こういった措置によりまして、先ほど申し上げた有料放送市場のさらなる発展を目指していこうというものでございます。

今申し上げたところは資料をご覧くださいますと分かる通り、電気通信事業と有料放送、並んで書いてございます。今もこういったところについては、細部について若干の異同はございますが、基本的には電気通信事業者、有料放送事業者、同様に同じ規律を課していこうというものでございます。その一つの背景といたしましては、例えば有料放送事業者の典型で、ケーブル放送事業者がございしますが、こういった事業者は電気通信サービスと有料放送サービス、トリプルプレーという言葉もございしますが、同時に提供しているゆえもでございます。そういったサービスについても受信者保護あるいは利用者保護が同じように受信者・利用者の混乱なくこういった規律を守っていただいたり、あるいは享受していただいたりできるようにという趣旨で、並びで措置を講じようと



いうものでございます。

ちなみにでございますが、6ページ以降が先ほど申し上げた3点目のところについて資料を付加させていただいております。電気通信事業に関する説明はこの後、総合通信基盤局からございますが、ひとまず有料放送サービスに関わる場所についてご説明させていただいた次第でございます。

また、法律が通りましてから幾つかの省令委任の条項がございます。そういったものについて相当のところを審議会に諮問させていただくというふうな形になってございますので、成立後、省のほうで検討させていただき、先のことになります。改めてご説明等させていただき、お諮りをさせていただくということになるかと考えてございます。

以上ご説明でございました。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところで、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○松崎委員 とても素晴らしいと思います。金融関係では金融商品販売法とか金融二法という法律で消費者保護がされていたのですが、このジャンルではなかったのに、新しいこういうものが入ってくるととても良いと思います。特に大学で教えていると、若い学生、18、19の子たちが分からないまま契約してしまうのです。ですから授業では契約ということから、契約の概念から学ばせていって、消費者保護というところで一応学習はしているのですが、その学習内容と、自分がスマホとかそういうのを契約しているのが全然一致していないのです。でも、こういうふうに法律自体が電波関係でできると、それを学習させることができるので、とても良く理解できるのではないかと思います。

ただ、1つ伺いたいのは、罰則規定のようなものはどうなのでしょうね。一応、代理店の研修とか指導監査とかいってもなかなか、過当競争がすごくなっていて、また1つの代理店がいろんなメーカーのものを全部扱っているとかで、

そうなってくると実質的に本当に研修・監査ができるものなのかどうか。できない場合の何かペナルティはないのか。そういう点をちょっと伺いたいのですが。

○長塩放送政策課長 今回放送法上定められた義務を守らなかった場合に、直接違反について罰則を科する構造にはなってございません。まずは改善していただくという形で、改善をお願いするという構造になってございます。ただ、それをお願いしてもなおかつ是正いただけないような場合、そういった場合に初めて罰則が適用される、こういう形になってございます。

○前田会長 よろしいですか。どうも貴重なご意見をありがとうございました。

特にほかにご質問がないようですので、本報告事項につきましてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の審議を終了します。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

## 報告事項（総合通信基盤局関係）

○電気通信事業法等の一部を改正する法律案について（電波法改正部分）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

報告事項が1件ございますが、報告事項といたしまして、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」のうち、電波法改正部分につきまして、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 電気通信事業法等の一部を改正する法律案についてでございますけれども、全体と放送部分についてはこの前に放送部局のほうからご

説明があったと理解しておりますので、電波法改正関係部分につきましてご説明させていただきます。

資料のうち3ページ目、4の電気通信事業の登録の更新制の導入等というところでございます。こちらに関しまして、電気通信事業を行う場合、登録等の手続が必要になるわけでございますけれども、現在は、事業者同士が合併するとき等、何ら事前の審査の手続がないということでございます。昨今いろいろ携帯電話事業者が合併したりということで、三者の協調的寡占のようなことが言われておりますけれども、またこの三者が合併して二者になるとか、そういうふうになると競争環境に影響を与えるということで電気通信事業法等にもこういう手続が入ったということでございます。そういう合併をするときにその登録を更新してくださいという更新手続が導入されましたということでございます。

これに対応した形で、やはり携帯電話の関係がございまして、ここの説明文の「また」以下の部分でございますけれども、携帯電話等の基地局の開設計画の認定において、電気通信事業の登録を受けることを要件に追加することとございまして、電波法の27条の13の中で、開設計画の記載事項のほうに電気通信事業の登録を受けていることということ、事業者であれば登録を受けていることということで、登録の年月日ですとか登録番号を記載してくださいということに記載条件に加えます。受けていない人については、その受けるための資料等の情報を出してくださいということで、同条の第4項の審査事項のほうにもその登録を受けているかということのチェックを追加するものでございます。

また、その登録を開設計画の認定の要件に加えておりますので、今度その登録が合併に伴う更新等によって例えば拒否されたとか失効したとかいう場合において、開設計画の認定についても取り消すことができるような規定を追加し

てございます。あわせて、無線局についてもこういう場合に取り消すことができるというような規定を追加しているものがございます。これが1点目の改正事項でございます。

2点目の改正事項でございますが、最後の7ページ目でございます。電波法関係の規定の整備というところでございますが、こちらにつきましては2点ございます。

1点目が、海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備ということでございますけれども、現在、国内で無線設備を使用する場合、電波法第3章に定める技術基準に適合する必要があるということが前提でございますが、携帯電話端末、あるいはWi-Fi端末については技適マークが表示されているという、適合性が確認されている表示設備ということが使用の前提になってございます。

一方で、訪日観光客が増えておりますけれども、こちらの方々が持っている端末について適合表示無線設備ではない場合には、現時点では使ってはいけません、電波法違反、不法開設に当たりますという形になります。

ただ、実態としては実際持ち込んで使ってしまったりというケースもあるかもしれませんし、現実として携帯電話端末であれば現在はローミング、電波法の103条の5で国際ローミングの規定がございますけれども、こちらで事業者の許可を受けて広く世界各国の事業者とやっている状況であり、それを実際に国内に持ち込んで、その中には適合表示無線設備ではないものもございますけれども、実際には国際標準に合致していて、海外でそれに合致しているFCCマークですとか、ヨーロッパのCEマークとかがついているものをローミングで使っていただくことは制度上可能でございます。現在は、それを、SIMを差し替えてしまうと現在はだめですよという形になります。ただ、実態としては電波の発射の形態としては同じように日本の携帯電話のキャリアの基地局

に管理されるということでもございますし、国際標準に合致した端末が基本ということもございますので、国際ローミングと同じような範疇でSIMを差し替えて使ってもいいですよというような形で、外国の無線局の端末を使ってSIMを差し替えるというケースについてもOKですよというような規定を改正するものでございます。

もう一点が、Wi-Fiのほうでございますけれども、こちらにつきましては国際ローミングのような仕組みはございません。現在、Wi-Fi端末とかは免許不要局、特定小電力ですので電波法の第4条に規定がございますけれども、この中で第4条のほうに新たに規定を設けまして、海外から観光客の方等が持ち込むような端末については一定期間、旅行者の方を想定すると大体ビザの関係等で90日程度だろうということで、最大90日の範囲内、一時的なものであれば、さらにWi-Fi端末等はIEEEの規定に大体乗っかっているもので、こちらについても微妙な基準の差異はあるものの、国際標準に従っていて、さらに外国の認証であるCEマーク、FCCマークがついているというものであれば、日本の技適マークを取得していないものでも使用を可能としようというところの規定の整備ということで電波法の4条に規定を追加するという改正を行うものでございます。

一方、(2)につきましては、技術基準に適合しない無線設備への対応でございますけれども、従来から基準不適合設備に対して、変な電波を出していれば電波監視のほうで監視をしながら見つけて告発を行うという手続もありますけれども、販売している事例について電波法の102条の11に勧告公表制度というものがございます。しかしながら、こちらについては、最近、ネット販売とか、無線機器も大体モジュールになってきて少しずつ変えたいろんな多品種のものが出回っていて、なかなか従来の規定では実効性が上がらないということがございます。また、昨今では輸入品が非常に多くなっていて、これも途上

国製とかそういうもので出回っていて、あまり知識のない方が売ってしまっていると、それで買ってしまうというような事例が多くて、重要無線通信に妨害が出るケースなどもいろいろ発生しているということでございます。

ですので、こちらの規定について見直そうということございまして、改正点でございますけれども、まず、輸入製品を売る方が多いということなので、対象に輸入業者を加えますと言った上で、第3章に定める技術基準に適合しない無線設備は販売しないようにしてくださいという努力義務を新たに設けます。それを設けた上で、技術基準に適合しないものを販売しているというケース等について、従来から勧告制度で勧告していくわけでございますけれども、この要件についても、従来は、※の2のところでございますけれども、完全に同一の設計であって、それがまだ売られていると、売られ続けているというケースにしか勧告できないとなっておりましたけれども、これにつきましては同一と、さらにそれと類似の設計のものも対象に含めるということと、あと、それを販売されるおそれがあるということで、広く販売されるようなケース全般について対象としていくということで規定を見直しております。

さらに、これでも見直さないケース、従来ですと、勧告に対して罰則はなかったわけでございますけれども、それでも従わない者につきましては勧告に従うよう命令を行うこととします。命令の対象になりますと、そこでちゃんと従わないと今度罰則規定がかかります。ここは113条で30万円以下の罰金という形で罰則規定がかかってくるような形で、このように技術基準に適合しない設備への対応というのを強化して行って、その電波利用環境の改善に努めたいというものの改正でございます。

今回の電気通信事業法等の一部を改正する法律案について、電波法関連の改正部分については以上の3点でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

今ご説明いただいたのですが、先ほどの放送法関係の説明で、説明をしていないところがあります。例えば2ページ目、3ページ目あたりは全然説明をされていないので、ここは電気通信関係ですよ。

○田原電波政策課長 はい。

○前田会長 ここにも、少しだけ言及していただけますでしょうか。

○田原電波政策課長 分かりました。では簡単にご説明をさせていただきます。

まず1点目、光回線の卸売サービス等に関する制度整備でございますけれども、こちらにつきましては、先般、NTT東西が光ファイバーのサービス、従来、フレッツとしてNTT東西が提供していたものを卸売のサービスとして開放したということが背景でございます。こちらについて、従来、卸売サービスすることについて何ら規定がないという形でございますけれども、NTT東西がそういったサービスをする、いろいろなサービスが、要は携帯電話事業者等とタイアップして新たな光と携帯のタイアップしたサービスですとか、セキュリティ会社とタイアップしたサービスとか、いろいろなサービスが生まれていくというメリットもございます反面、いろいろ市場への影響も大きいということもございますので、事後届出制を導入するという、それがきちんとした公平性のあるサービスになっているかということについて、総務大臣が整理した上で公表するような制度を入れていくというのが1点目でございます。

2点目、禁止行為規制の緩和ということでございますけれども、こちらにつきましては、主に移動通信市場を念頭に置いておりますが、従来、NTTドコモに対してこの禁止行為規制、※で書いてございますけれども、特定の事業者を不当に有利・不利に扱うこと、製造業者等に不当に規律・干渉すること等を事前禁止するという、NTTドコモに対して携帯電話事業者ではかかっておりました。これは従来、ドコモのシェアは60%、70%あったわけでご

ございますけれども、現在競争が進んで40%程度になっているということでございます。競争環境が進んだということと、最近ではI o TとかM2Mとか、携帯網を使ったいろんなサービスでタイアップして、メーカーさんとタイアップしていろいろサービスを始める、あるいは自動車会社とタイアップしてサービスを始めるというときに、なかなかNTTドコモだけそういったサービスがしにくいというような環境になっているという背景がございます。この競争が進んだということも含めまして、ここについては規定を緩和するというところで、NTTドコモが例えばNTTと組んで不当な差別するようなサービスをしてはいけませんということは従来と同じですが、それ以外の部分、グループ内ではないそのほかの部分、製造業者等の連携といった部分については規制を緩和しましょうというのが2点目でございます。

3点目、携帯電話網の接続ルールの充実というところでございますけれども、こちら、携帯電話の免許のほうでも開設計画等のときに新規参入事業者ということがいつも問題になりますけれども、新規参入事業者がなかなか入ってこないという中で、この競争を促進するためにはやはりMVNO、MNOから回線を借りて格安スマホ等のサービスをする事業者という、こういったMVNOを活性化することが大事であろうということでございます。

これにつきまして、競争促進という観点から、今、MVNOの人たちは携帯キャリアから回線を借りるわけですが、その貸し出しのところのルール、こういった部分をどういう条件で借りるというときに、大枠はガイドラインという形で決めてございますけれども、細かいところ、こういった部分をどういう条件、どういう料金で借りるということについては、貸すほうの事業者が決めていくということもあって、なかなか借り手側のほうからは借りにくいというご意見もございますので、そこの透明性を高めるということで、必要な部分だけ借りられる、あるいは接続料の算定の考え方といったものを法令上きっ



ちりとある程度書いていって、より透明性の高い形でMVNOにサービスが提供されるようにして競争を活性化していこうという改正が3点目のものがございます。

4 ページ、5 ページ目は先ほどあったと思いますので、電波法は以上です。

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○吉田代理 1つよろしいでしょうか。先ほど7ページのところで海外から持ち込まれる無線設備の利用に関する規定の整備とか、技術基準に適合しない無線設備への対応のところ、ご説明を伺いながら少し思ったのですが、やはりこれからオリンピック等も控えて、海外から本当にたくさんの方々が日本へ観光に来られているというので、たくさんのいろんな端末が自然と入ってきます。特にスマホとか、あるいはWi-Fi機能のあるスマホ、その他さまざまな端末がありえます。これらに対して、一応ここに書かれたようなことで、かなり対応ができるかと思えますけれども、例えばスマホとかパソコン、Wi-Fi機能のついている端末で、一部改造されて、ピークの送信電力が結構大きな、日本では許されないような電力を出すようなものが出てくるとか、さまざまなケースも考えられるのではないかと思います。そういうときは、うまく見つけられれば良いのですが、一般には、そういった場合の対応はなかなか難しいでしょうか。

○田原電波政策課長 基本的に今回の改正は、携帯電話のケース、あるいはWi-Fiのケース等で、Wi-Fiでも大体のケースがアクセスポイントに接続して通信するという場合、普通にIEEEの規定なり何なり、例えば3GPPの規定なりに乗っかっていれば、基地局側、あるいはアクセスポイント側のコントロール下で不要に高い電波は出ないと。あと、端末側に乗っているものも、通常はバッテリーとの関係からそうハイパワーは出ないということで、そ

の範疇であれば問題が起きることは、まず大きな問題が出ることはないだろうというように考えています。

ただ、中には、確かにそういうものではなくて、今ご指摘あったような不法改造なのか特定の国でそういうものが作られているのかというのはございますけれども、そういう特定のものがあれば干渉がある程度出てしまう危険性というのはございます。その辺につきましては、我々も情報収集しながら、変な端末が出回っているということについては、電波監視等でその場その場で対応していくしかないと考えておりますが、大多数のものは通常同じ形でチップを使って出回っておりますので、I E E E なるの規定に乗っかっているものだというように考えてございます。

ただ、具体的にどういう形でどういうものを指定するかについては総務省のほうで指定をして、これはいいですよという形で指定して告示していく形になりますので、そこについては必要的諮問事項ですね、改正するときはこちら審議会にお諮りさせていただく形に確かなっていったと思いますので、またその指定の際にご説明をさせていただきたいと思いますが、通常の場合であれば大丈夫なのではないかと思っております。

○吉田代理 どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

禁止行為規制のところで、N T T ドコモは4割ということで、ほぼ3者が3分の1と言っても良いような状況にあるので、移動通信市場でいうと競争は、特に独占市場ということもないわけですがけれども、それでもなおかつグループ内の場合には禁止だというのは、それはグループの中にN T T 東西のようなあいうネットワーク上のかなり占有率の高いところがあるからと、そういうことですか。

○田原電波政策課長 現時点ですと、N T T ドコモが従来対象で、有線系のほ

うはNTT東西が対象になっておりますので、グループ内という、当然、NTT東西というのが念頭に入ってきます。こういう状況で、そこと組むことによってほかが差別されるという環境は競争上かなりの影響が出てしまうということでございますので、それを念頭に、やはりグループ内についてはそういうことは、禁止行為規制は従来どおりかけていくと。

○前田会長 市場をどちら側から見るかということなのかもしれないですけども、移動通信市場だとあんまり独占状態というか、そういう状況にはもはやないのではないかなというふうに見えるのですが、もう一つ別の市場の、今言うネットワークというか、物理的な、無線なり有線側のネットワークが独占に近い状態なのだという、理論的にはそういうことですよね。それが移動通信側の競争を歪めると、そういう物の考え方ですかね。

○田原電波政策課長 はい。

○前田会長 マスコミ等によると、その手のものはもう要らないのではないかとはいえ、乱暴な議論かもしれませんが、そういう論調も出ていたように記憶しているのですが、そういう議論は特にはなく、そこは従来どおり維持すると、そういうことですか、議論としては。

○田原電波政策課長 そうですね、議論としてはそういう状態です。

○前田会長 あと、合併・株式取得云々ということで、この審議会でも随分問題であるなと思った過去の事例があるわけですけども、これによって何らかの問題が少し少なくなるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○田原電波政策課長 結局、事業の合併の問題がございますので。

○前田会長 難しい質問なのかもしれませんが。

○吉良総合通信基盤局長 これはよく問題になるのが、独禁法との関係というものがあるのですが、これ、電気通信事業のほうから見ますと、やはり合併したりして経理的基礎がしっかりしているのかと。例えば買収をすると、いっば

い資金を使いますよね。ここで1つ書いているのが、事業運営とか体制がしっかりしているのか、それからあと、公正競争に与える影響という意味は、もう極端なことを言うと1グループになることもあるわけです。そうすると昔の、言ってみれば電電公社。ほかには競争事業者がおりますと。小さいCATV事業者などがいます。そのときにネットワークを貸し出さないと、全国で提供できなくなるわけです。そういうときの貸出条件がしっかりしているのかと、そういうような観点からこの点を見るということになるわけです。

今の時点ではまだ3グループですからあれですけども、やはりそういうところを電気通信法制から、あるいは競争の環境から見ていくという意味でございいます。

○前田会長 その都度、登録の更新なので、チェックが入りやすいということは間違いないですね。

○吉良総合通信基盤局長 ええ、それからその都度ということになりますと、普通、更新というと3年とか何とかなんですが、これはその都度の更新と。そのときにやはり、何て言いますか、ただ拒否するとかではなくて、やはり登録の条件を付与したり、あるいは更新するものもあるし、極端な場合、拒否する場合もあると、条件で処理をする場合もあるということでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

特にほかに質問がないようですので、報告事項については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたしますが、次回の開催は、

平成27年5月13日、水曜日、15時からを予定していますので、よろしく  
お願いいたします。どうもありがとうございました。